

第1回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2015年5月21日(木) 15:30～17:20
2. 場 所 イイノカンファレンスセンター 4階Room A
3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員
濱田部会長、鎌田部会長代理、伊藤委員、遠藤委員、大塚委員、大橋委員、
加藤委員、木原委員、崎田委員、清水委員、住田委員、高橋委員、又吉委員、
山本委員、四元委員
オブザーバー
市川氏、小野田氏、二瓶氏、若林氏、渡辺氏
内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府
平内閣府副大臣、森本統括官、中西審議官、田口審議官、川合参事官、
大島参事官
文部科学省
田中研究開発局長、増子原子力課長
経済産業省資源エネルギー庁
畠山原子力政策課長
4. 議 題
 - 1 部会長の決定
 - 2 専門部会の運営について
 - 3 我が国及び諸外国の原子力損害賠償制度等について
 - 4 その他
5. 配付資料
 - 1-1 原子力損害賠償制度専門部会の設置について

- 1－2 原子力委員会専門部会等運営規程
- 1－3 原子力損害賠償制度の見直しの経緯について
- 1－4 当面の予定について
- 1－5 我が国及び諸外国における原子力利用に関する状況について
- 1－6 我が国の原子力損害賠償制度の概要
- 1－7 諸外国の原子力損害賠償制度の概要
- 1－8 原子力損害賠償制度に関する国際条約の概要
- 1－9 福井県知事提出資料

6. 審議事項

(岡原子力委員長) それでは、時間になりましたので、第1回原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、ありがとうございます。

今回は第1回の部会ですので、冒頭は委員長の私が司会を務めさせていただきます。

まず初めに、平将明内閣府副大臣から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(平副大臣) 本日はお忙しい中、第1回原子力損害賠償制度専門部会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。原子力政策担当の内閣府副大臣の平将明です。

我が国の原子力損害賠償制度は、昭和36年に原子力損害の賠償に関する法律が制定されて以降、必要な見直しが行われてきました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が成立するなど必要な法整備が行われ、現在も事故に係る賠償が進められております。一方、同法附則において、原子力損害賠償制度の見直しについては、原賠法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとされており、昨年6月に内閣官房に設置をされました「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」において、これまで議論が進められてきました。

本年1月の副大臣等会議において、専門的かつ総合的な観点から原子力委員会において検討を進めるよう要請を受け、この専門部会が設置されることとなりました。本専門部会では、原子力事業者や国の責任の在り方など、様々な課題について御議論をいただきまして、今後万が一原子力事故が発生した場合に備えた原子力損害賠償制度の在り方についてまとめていただくこととなりますので、委員の皆様におかれましては、活発な議論をお願い

たします。

私からの挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(岡原子力委員長) ありがとうございます。後ほど説明がございましたけれども、この部会は今、御説明がありました副大臣等会議の要請を受けて、原子力損害賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行うために、5月13日に原子力委員会のもとに設置させていただきました。

まず、部会長、部会長代理の指名をさせていただきたいと思います。

原子力委員会専門部会等運営規程第2条第1項により、部会長は、構成員の御意見を伺った上で原子力委員長が指名するということになっております。また、同項第2条により、あらかじめ部会長代理を指名することになっております。

そこで、部会長には本年3月まで東京大学総長を務められました濱田純一委員を、部会長代理には早稲田大学総長の鎌田薫委員を指名したいと考えておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

それでは、濱田委員を部会長に、鎌田委員を部会長代理に指名いたします。以降は濱田先生に司会進行をお任せいたします。よろしく願いします。

(濱田部会長) ただいま部会長に御指名をいただきました濱田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど平副大臣のほうからお話ございましたように、大変重要な案件をこの専門部会では御審議いただくということになります。幅広い観点から、そしてまた、丁寧な議論を重ねながら審議を進めてまいりたいと思っておりますので、是非皆様方にも忌憚のない御意見を今後頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

鎌田部会長代理からも一言お願いいたします。

(鎌田部会長代理) 部会長代理を仰せつかりました鎌田でございます。大変重要な専門部会でございますので、実り多い議論ができるよう、非力ではございますけれども、濱田部会長をサポートする形で協力させていただければと思います。委員の皆様方の御協力をお願いいたします。よろしく願いします。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、その前に事務局のほうから資料の確認等をお願いいたします。

(大島参事官) 内閣府の大島でございます。よろしくお願いいたします。

議事次第に配付資料 1-1 から 1-9 まででございます。落丁等がございましたら、事務局まで会議の途中でも結構でございますので、お申しつけください。

また、本専門部会の定足数でございますが、原子力委員会専門部会等運営規程第 4 条で、構成員の過半数の出席となっております。本日は専門委員 19 名のうち 14 名の出席となっておりますので、定足数を満たしております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、次の議題に入ります。

2. 専門部会の運営についてでございます。専門部会の目的、検討内容について、また、原子力損害賠償制度の見直しの経緯等について事務局のほうから説明をお願いいたします。

(大島参事官) まず、専門部会の目的等につきまして、資料 1-1 から説明をさせていただきます。この資料は、平成 27 年 5 月 13 日に原子力委員会決定されたものでございます。

最初の目的にもございますけれども、原子力損害賠償制度につきましては、昭和 36 年に制定されました原子力損害の賠償に関する法律などに基づいて行われております。今回発生をいたしました福島の事故につきましても、この法制度の中で事故に係る賠償が進められているところでございます。

一方、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の附則におきまして、見直しについて規定がなされておりまして、先ほど副大臣からもありましたとおり、世耕官房副長官をヘッドにいたします副大臣等会議の中で検討が進められてきたところでございます。また、その検討結果等も踏まえまして、今回専門部会が設置されたというところで、この専門部会におきましては、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行うということでございます。

2 番目、検討内容でございますけれども、(1) 原子力損害賠償に係る制度の在り方、(2) 被害者救済手続の在り方、(3) その他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項ということで、幅広い検討内容にさせていただきます。

構成員につきましては、後ほどまた御紹介をさせていただきますので、この場では割愛させていただきます。

それから、運営につきまして、資料 1-2 でございます。原子力委員会専門部会等運営規程でございます。

第4条第1項の中で先ほども申しましたとおり、定足数の規定がございます。定足数につきましては、構成員の過半数となっております。

第2項に会議の公開についてでございます。本専門部会も含めまして、資料及び議事録については、原則として公開となっております。ただし、不開示情報等がございます場合には、その理由を明示した上で非公開とし、議事の内容については、議事要旨を公開するという形になってございます。

それから、第5項、議決でございますけれども、出席した構成員のうちの過半数で決する。可否同数の場合には、部会長の決するところによるという形になってございます。

1枚めくっていただきまして、第7条でございます。この専門部会等で調査審議が終了した場合には、その結果を原子力委員会に報告するという形になってございます。また、第2項におきまして、いわゆるパブリックコメントの手続を定めてございます。

運営については、以上でございます。

引き続き、資料1－3、原子力損害賠償制度の見直しの経緯についてでございます。

一部副大臣の御挨拶にありましたので、説明をポイントだけにさせていただきますけれども、①番目にあるとおり、見直しにつきましては、附則の中で定められております。四角の中に書いてありますとおり、検討事項といたしましては、国の責任の在り方でありますとか紛争解決の組織、また、事業者の責任の在り方、仮払いの法定化などが挙げられてございます。

②番目でございますけれども、昨年4月に閣議決定をされましたエネルギー基本計画、この中で原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進めるという形でされております。エネルギー政策につきましては、後ほど資料1－5で説明をさせていただきます。

更に、③番目、④番目につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、副大臣等会議で検討が進められている状況でございます。

最後に、資料1－4、本専門部会の当面の予定についてでございます。

本日は第1回目でございますので、先ほどのエネルギー基本計画を含めて原子力利用に関する状況について、そして、我が国及び諸外国の原子力損害賠償制度について御説明をさせていただきたいと思っております。また、第2回目でございますけれども、福島の事故に係る賠償の状況ということで、支援機構、紛争審査会等について説明をさせていただ

く予定になってございます。

なお、第3回以降につきましては、本日と第2回目にいただいた意見をもとにしながら、今後検討すべき論点、課題を抽出するための議論を行っていただければというふうに事務局では思っております。

なお、参考の中で副大臣等会議において示された論点を添付させていただいております。この中で原子力事業者の責任でありますとか国の責任の在り方、損害賠償措置額の在り方、そして、免責について。また、被害者救済につきましては、紛争解決の組織、仮払いについて。それから3番目、関連する事項ということで、原賠法の目的にもあります被害者保護・原子力利用の観点での位置付けなどについてが論点として示されているという状況でございます。

説明につきましては、以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。専門部会の設置、その経緯、それから、今後の当面の予定といったことについてお話しいただきましたが、何か皆様方から御質問、御意見等ございますか。

どうぞ。

(阿部原子力委員) このたびは皆さんに委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

私から一言だけお願いするに当たりまして、原子力基本法、私どもが仕事をしております基本法には、原子力の利用は平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営のもとに行うと書いております。私は、ここは非常に大事で、原子力委員会も、また、この専門部会のような会合もできるだけこの趣旨に沿って民主的に進めることが大事だと思っていますので、ひとつよろしくその点を御勘案いただければと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員。

(大塚委員) 資料1-4について質問させていただきたいんですけども、これは当面の予定についてですので、これ以外にも御議論いただくと思うんですが、多少気になっているのは、今後また御説明があると思いますけれども、C S C条約との関係で、C S C条約は環境損害についての規定がございますので、これと国内法との関係というのは多分問題になると思いますので、是非それも議題の中に入れていただけるとありがたいということをご個人的な意見で恐縮ですが、申し上げさせていただきます。

(濱田部会長) ありがとうございます。いろいろ考慮すべき論点はこれから出てくると思いますが、そういうものを含めて全体として論点整理ということをやらせていただければと思っております。

ほかにいかがでしょうか。差し当たりよろしいですか。また随時進行等、何か御意見、御質問ございましたら、いただければと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思います。我が国及び諸外国の原子力損害賠償制度等についてということですが、この原子力損害賠償制度の見直しに当たっては、先ほど御説明にもちょっとありましたが、原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案して進めるということになっておりますので、海外を含めた原子力利用に関する状況というものについて私たちも理解をしておく必要があるかと思っております。その点について説明をしていただこうと思っておりますのと、更に、我が国及び諸外国の原子力損害賠償制度の概要についても、これもこれからの議論の前提として必要になるかと思っておりますので、御説明をお願いしたいと思います。これについて事務局のほうからまとめて御説明をいただいて、その後、その点についての御質問等を是非頂戴できればと思っております。

それでは、事務局のほうからお願いします。

(大島参事官) それでは、資料が大部になっていて恐縮でございますけれども、順番に資料1-5から1-8まで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-5、我が国及び諸外国における原子力利用に関する状況についてでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございますけれども、我が国の実用原子力発電所の状況でございます。運転段階に入っているものが43基、廃止措置を決定したのもも含めて廃止段階に入っているものが14基、建設中のものが3基ということの状況でございます。

次に2ページ目でございます。

2ページ目は原子力発電所以外の原賠法の対象になっている施設をマッピングしたものでございます。いわゆる原発の燃料を加工する事業者のほか、研究開発、また、大学などの施設についても原賠の対象となっているという状況でございます。

続いて、3ページ目でございます。

世界の原子力発電の見通しについてでございます。2014年8月にIAEAのほうで予

測が出されております。その中で2030年までに世界の原子力発電所の設備容量について少なく見積もって10%、多く見積もって90%まで増加するというような予測が出ております。この中で特に東アジア、東欧、中東、南アジア等で大きな伸びが予想されているという状況でございます。

続きまして、4ページ目でございます。

世界における原子力政策の位置付けでございますけれども、福島事故を受けて、ドイツ等におきましては脱原発に転じた国がございます。一方で、エネルギー安全保障、経済性、気候変動対策の観点から世界全体といたしましては、原発の導入・増設が進展しているというふうに理解をしております。また、一番下を書いてございますけれども、APECのエネルギー大臣会合の共同声明においても、原子力の重要性というものがうたわれているというところでございます。

続いて、5ページ目、エネルギー基本計画でございます。

エネルギー基本計画は、昨年4月に決定をされております。その中で原子力の位置付けにつきましては、原子力を低炭素の純国産エネルギー源ということで、安全性の確保を大前提にエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源という形で位置付けられております。その位置付けに基づいて、2つ目のコラムでございますけれども、再稼働につきましては、原子力規制委員会の新規制基準に適合すると認められる場合に、その判断を尊重して再稼働を進めていくということになってございます。

原子力の依存度についてでございますけれども、後ほど7ページで説明をさせていただきますけれども、原発の依存度そのものは、可能な限り低減をさせるということで方針を打ち立てております。また、原子力事業環境整備につきまして、国の役割として、安定的な事業環境の整備等に必要な役割を果たしていくということでございます。また、原賠については、発電所のみならず燃料の加工施設でありますとか廃棄物の施設というものも入ってございます。核燃料サイクルにつきましても、着実に推進をするということの基本方針として取組を行うということで位置付けられております。

この位置付けの具体化を図るために6ページ目、次のページでございます。

経済産業省の中に原子力小委員会が設置されまして、昨年12月に中間整理が取りまとめられているところでございます。この中で、競争環境下における原子力事業の在り方として、原賠制度の見直しについても取り上げられております。特に(3)番目でございますけれども、競争環境下における原子力事業の在り方といたしまして、電力自由化を行いつ

つ、エネルギーミックスの達成に向けて適切な政策的な措置を講じていくという形で書かれています。

続きまして、エネルギーミックスについてでございます。7ページ目でございます。

先ほど言いましたエネルギー基本計画の方針に基づきまして、現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の将来像について検討するため、経済産業省において検討が進められ、去る4月28日に長期エネルギー需給見通し骨子が審議をされ、了承されたところでございます。この長期エネルギー需給見通し骨子の中では、まず、政策目標ということで安全性、安定供給、経済効率性、環境適合、これを達成するために将来のエネルギー需給構造の見通しであるべき姿を示すということで、具体的には次のページ、8ページ目でございますけれども、2030年のエネルギーの供給構造の見通しが示されました。この中で、右の一番下の電源構成でございますけれども、総発電電力量に占める原子力の割合といたしまして、22～20%程度ということの見通しが示されたところでございます。その具体化につきましては、その次のページに書いてありますけれども、時間の都合で割愛させていただきます。

10ページ目、電力自由化についてでございます。

電力自由化につきましては、平成25年4月に電力システムに関する改革方針が閣議決定をされ、その中で進められているところでございます。その目的といたしまして、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大という目的を達成するために大きく3段階に分けて進めていくということになってございます。第1段階といたしまして、広域系統運用の拡大、オレンジのところでございます。2段階目といたしまして、小売及び発電の自由化、更に3段階目といたしまして、現在改正法の審議がされているところではございますけれども、法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保ということで、順次レビューを重ねながら進めていくという方針になってございます。

続きまして、原子力施設の安全対策についてでございます。11ページ目でございます。

今回の福島を踏まえまして、最新の技術的な知見を定める規制基準を新たに導入するとともに、原子力規制委員会が設立され、関連をしております原子炉等規制法などが改正をされたところでございます。具体的には、1番目、原子力発電所に係る新たな規制基準ということで、シビアアクシデントの対策強化などが盛り込まれておりますし、加工・再処理などを対象といたしました核燃料施設等におきましても、新たな規制基準が設けら

れているというところでございます。

続きまして、12ページ目、福島の教訓についてでございます。

ポンチ絵になっていて恐縮でございますけれども、地震・津波という共通原因による安全機能の喪失から事故に至ったという反省を踏まえまして、具体的には13ページ目、次のページでございますけれども、左側の従来規制基準、福島以前の規制基準に比べまして、右側の新規規制基準ということで、テロ対策のほかシビアアクシデント対策のみならず自然現象に対する想定につきましても、強化または新たな基準の新設というものが行われておりまして、この基準に従って原子力発電所の審査というものが新たに行われているというところでございます。

最後に原子力防災についてでございます。

原子力防災につきましては、一番下に※印で書いていて恐縮でございますけれども、平成11年9月の東海村のJCO事故を受けまして、原子力災害の特殊性に鑑みて、それまでの災害対策基本法の特別法という形で原子力災害対策特別措置法が制定され、その法律に従いまして対応がとられているということでございます。したがって、今回の福島の事故におきましても、緊急時におきましては、その赤い四角に書いてございますけれども、原子力災害対策本部が設置され、応急対策、緊急対策というものが取り組まれたというところでございます。

また、最後のページ、全体像でございますけれども、災害対策基本法をベースにしておりますので、実際の地域防災計画、避難計画は県、市町村で策定をすることになってはございますが、原子力の特殊性ということで、一番左側の下でございますけれども、原子力規制委員会におきまして原子力災害対策指針を定め、この指針に従いまして各種対応がとられているというところでございます。利用につきましては、以上でございます。

引き続きまして、資料1-6、我が国の原子力損害賠償制度の概要でございます。

1枚めくっていただきまして、我が国の賠償制度の全体像でございます。先ほど委員からも御指摘ございましたけれども、国際的な枠組み、一番上でございますけれども、原子力損害の補完的な補償に関する条約、通称CSCと我々は言うておりますけれども、これに批准、また、4月15日付で発効しております。これに関連している法律として、右の一番上のところに関連している法律がございます。

一方、国内制度全般といたしましては、原賠法のほか、その一部をつかさどっております補償契約法がございます。それから、福島事故への対応ということで、2回目に詳しい説

明をさせていただきますけれども、原子力損害賠償・廃炉等支援機構ができて、それ以外にも下のほうのカラムでございますけれども、時効の中断でありますとか仮払いに関するもの、それから、一番下のところは、いわゆる除染に関する特別法ということで、除染に関しましては、原子力損害に係るものとして当該事業者の負担のもとで実施をするということで、今現在取り組まれているというところでございます。

原子力損害賠償制度全般についてをポンチ絵にしたものが2ページ目でございます。

この中でもあるとおり、原子力事業者の負担でありますとか国の措置がございますけれども、本日は条文に従いまして、少し詳しくに説明をさせていただきたいと思っております。

3ページ目でございます。

原子力損害賠償法につきましては、民法の特別法という位置付けにございまして、2番目、目的でございますけれども、被害者の保護、それから、原子力事業の健全な発達、この2つを法目的として制度が定められているというところでございます。

3番目、原子力損害の定義でございます。対象としております原子炉の運転等の中で核燃料サイクルにかかわる各種施設が位置付けられてございます。また、原子力損害の定義でございますけれども、原賠法の第2条の中で核燃料物質の原子核分裂の過程の作用等により生じた損害という形で定義されているということで、この定義からいわゆる相当因果関係が認められるものについて賠償がされていくというふうに解釈してございます。

それから、事業者の責任についてでございます。まず、原賠法の第3条におきまして無過失責任が定められております。また、その次、原賠法の第4条におきまして責任集中ということで、原子力事業者以外のものは賠償の責めに任じないという形で定められております。一方、賠償責任の限度額につきまして法文の中では規定をされておらず、いわゆる無限責任制度をとっているというところでございます。

次のページ、4ページ目に移っていただいて、免責規定でございます。

原賠法第3条第1項のただし書きの中で、免責事項といたしまして、異常に巨大な天災地変、それから、社会的動乱、これによって生じたものについては、原子力事業者が免責となっております。この場合につきましては、第17条の国の措置というふうにつながるというところがございます。それから、原賠法第5条におきまして求償権の制限が定められております。

続きまして、賠償措置の義務でございます。原賠法第6条におきまして、賠償措置を講じていない場合には、原子炉の運転等をしてはならないということで、これに違反したもの

については、原賠法第24条におきまして罰則規定を定めさせていただいております。具体的な賠償措置につきましては、いわゆる民間保険契約と政府補償契約を締結するか、もしくは供託を行うということで原賠法第7条に規定をされております。特に政府補償契約につきましては、少し緑色のカラムになりますけれども、原子力損害賠償補償契約に関する法律の中で、民間保険契約ではうめることのできない原子力損害について政府が補償するということが第2条でうたっております。その対象となりますのが第3条でございますけれども、地震、噴火によって生じた原子力損害、それから、正常運転によって生じた原子力損害、また、政令の中で津波について定められております。契約金額につきましては、民間保険と同額になっておりまして、上のほうに少し戻っていただいておりますけれども、1万kWを超える原子炉の運転の場合には、今現在1,200億円を限度としております。また、施設の種類、規模に応じまして少額措置を政令で規定しております。後ほど具体的な金額については御説明させていただきます。

なお、この1,200億円の政府補償につきましては、平成31年までということで、いわゆる10年ごとに見直すという形でこれまでできてございます。

続きまして、国の援助・措置でございます。原賠法第16条におきまして賠償すべき金額が超えた場合、かつ、目的を達成するために必要と認められる場合には、政府は原子力事業者に対して賠償するために必要な援助を行うと規定をされております。第17条は先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

最後に、5ページ目でございます。

原子力損害賠償紛争審査会についてでございます。原賠法第18条におきまして、紛争が生じた場合の事務ということで、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができるとされております。その目的といたしまして、和解の仲介、それから、原子力損害賠償の範囲の判定の指針の策定等がうたわれております。特に指針の策定につきましては、JCO事故を受けて追加をされた事務でございます。

次のページ、6ページにいただいております。

原子力損害賠償に関する法律のこれまでの改正の経緯でございます。先ほど申しましたとおり、賠償措置額につきましては、10年ごとに改正をするという形で来ております。ですので、昭和36年当時50億円だったものが60億円、100億円という形で順次措置額が上げられているところでございます。また、対象となる施設につきましては、右側のカラムでございますけれども、施行令等におきまして核燃料サイクルの進展に伴い、対象事

業が拡大をしております。具体的には、例えば廃棄物の埋設でありますとか管理、こういうものがふえているというところでございます。

なお、平成21年の改定の際には、JCO事故も踏まえた形で改正がなされておるというところでございます。

賠償措置額の推移でございますけれども、7ページ目でございます。

限度額いっぱいになっておりますのが熱出力1万kW超の原子炉、それから、再処理、この2つにつきましては、1,200億円となっております。それ以外につきましては、施設の種類でありますとか規模に応じて少額措置ということになってございます。経緯といたしましては、昭和37年からわかりやすく整理をさせていただきました。

また、その対象となります件数でございますけれども、その次のページ、8ページ目でございますけれども、政府の契約件数で集計をさせていただきましたけれども、その中の少し太字になっているところの件数が契約件数になってございます。具体的な事業所といたしましては、その次のページに進んでいただいて恐縮でございます。9ページ目でございます。発電所のほか、先ほど日本地図で示したとおり、多種多様な施設が対象となっているというところでございます。

続きまして、賠償措置のこれまでの補償料率でございますけれども、10ページ目の中で政府の補償料率が決まっております。

基本的には1万分の3を補償料率としてございますけれども、実用原子力発電所に相当するものにつきましては、福島事故を受けまして、1万分の20まで増額をさせていただいているというところで、これまでの補償料の収入の計につきましては、11ページ目に記載させていただいております。これまで約270億円余りが歳入として国庫に入れているというところでございます。

続きまして、12ページ目、原子力損害賠償紛争審査会でございます。

詳しくは第2回目の中でも説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、役割といたしましては、和解の仲介と原子力損害の範囲の判定指針の策定等になってございます。組織につきましては、文部科学省のほうで設置をするということで、福島事故の対応を図るために、この中に原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターも設置して対応しているというところでございます。

このADRセンターにつきましては、次のページ、13ページ目でございます。

そこに概要がございますけれども、右の一番下のところに体制が書いてございますけれども

も、総数で600人を超える方々に対応していただいております、そのうち弁護士が500名弱という対応をしております。その実績につきましては、左側のところに平成27年5月15日現在で書かせていただいておりますけれども、申立件数で1万6,000件余り、既に処理を終わっているものが1万3,000件余りということでございます。

最後に14ページ目、原子力損害賠償・廃炉等支援機構でございますけれども、こちらにつきましても、第2回目で詳しく説明をさせていただきますけれども、被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための措置ということで、最初には支援機構という形で成立をしております。平成26年に廃炉の部分についての役割を担うということで、業務が追加をされているというところでございます。

我が国の制度につきましては、以上でございます。

続きまして、資料1-7、諸外国の原子力損害賠償制度の概要でございます。詳しい概要につきましては、2ページ目以降に大部なレポートとしてまとめさせていただいておりますけれども、本日は時間の都合もございますので、一番最初の表で簡単に御説明をさせていただきます。

今回、整理をさせていただきました国々は、米国以下、英国、仏国、ドイツ、韓国、スイスを整理させていただきました。それぞれの各国の制度におきまして事業者の賠償責任が有限か無限か、それから、免責事由がどのように制定されているか、それから、措置額としての準備資金、また、それを超える場合はどういう形になっているのか、それから、それぞれ条約を批准しているかどうかということで整理をさせていただきます。

細かいところは、また質疑等でも触れさせていただきますけれども、準備資金につきましては、それぞれの国の状況に応じて金額が定められております。また、それを上回る金額になった場合には、それぞれの国において対応が分かれてございます。例えば米国におきましては、大統領が議会で補償計画を提出するという形になっておりますし、イギリスにおきましては、国会の議決の範囲内で主務官庁から補償するというような形で対応するという形になってございます。

それから最後、資料1-8、国際条約の概要でございます。

国際条約につきましては、大きく3つ条約がございます。パリ条約、ウイーン条約、それから、先ほどから出てきております日本が批准しておりますCSCでございます。それぞれ採択している年代がございますし、ちなみにパリの改正議定書につきましては、今現在未発効の状況でございます。締約国については書いてあるとおりでございます。それから、

1つ飛んでいただきまして、免責につきましては、いわゆる戦闘行為や内戦や反乱などについては対象となっておりますけれども、異常に巨大な天災地変につきましては、パリ及びウィーンの改正議定書では免責事由から除されてございます。それから、責任集中や無過失責任については、全ての条約同じように定められているというところがございます。

一方、対象となる損害につきましては、我が国の法律とは若干違いまして、いわゆる類型立てた形で規定をされてございます。古いところのパリ条約本体、ウィーン条約本体などにつきましては、人身、財産への損害とだけ規定されてございましたけれども、改正の議定書、また、C S C等につきましては、類型がより多くなっているという状況でございます。それから最後、一番下のところで裁判の管轄権についても規定がされているというところがございます。

長くなって恐縮でございますけれども、説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。きょうは初回でございますので、後ほど委員、オブザーバーの皆様全員から一言ずつ全般的な御意見を頂戴したいと思っておりますが、とりあえず今の御説明につきまして何か御質問、御意見等ございましたら頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

かなり駆け足でやっていただきましたが、何かございませんか。特によろしいでしょうか。

なかなか皆様よく既に御存じのことでございますし、それから、これからまだ消化をしていく必要があるところもあろうかと思いますが、それについては、更に後ほどでも御質問、御意見を頂戴できればと思います。よろしいですか。

それでは、特に御質問等ございませんようでしたら、先ほどもちょっと申しましたように、今回は第1回目でございますので、各委員、オブザーバーの皆様から一言ずつ御意見を頂戴できればと思います。たくさん御出席いただいておりますので、1人3分ぐらいをめぐりにお話を頂戴できればと思います。

それから、本日は委員のお一人である西川福井県知事が御欠席ですが、公務のため御欠席ということですが、御意見を頂戴しており、資料1-9の1枚紙でございますが、このような形で御意見をいただいております。御確認をいただければと思います。

それで、御発言ですが、委員名簿順ということで、伊藤委員から順番にお願いしたいと思っておりますが、実は高橋委員がきょう途中退席ということをお伺いしておりますので、まず高橋委員から最初に御発言をいただいて、その後、伊藤委員から順番にお願いいたします。

では、高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員) 実は、次回のつもりでいたのですが、御指名でございますので、僭越ながら最初に発言させていただきます。

私は原子力損害賠償紛争審査会の委員もさせていただいております。その実務の経験からいろいろ問題意識を持ってきております関係上、そのような立場でこれから議論に参加させていただきたいと思います。特に私は専門が行政法でございますので、1-3にございます、附則で定められた検討事項の中では、国の責任の在り方、更には事故の収束に関する責任の在り方について、今後どういうふうに考えればいいのか、という点に問題意識を持って参加させていただければと思います。

具体的には、第一に、原賠法の16条と17条、援助の規定と通常の災害対策のような形での被害者の援助、そういったものの役割分担を明確にする方向が必要だと考えています。例えば、国には事故の性格に応じて積極的に果たすべき役割がないのかという点につき、私の経験を踏まえて議論をさせていただきたい、と思っております。

第二に、原賠審の中には、国の組織としての役割と、それから、紛争解決機関としての役割というのがありまして、そこら辺の調整をいかにしていくのか、両者の性格の間のバランスをどうとっていくのかについても、問題意識がございます。国としての判断の統一性という話がございますし、更には、紛争解決機関としての個々の判断を下す合議体の独立性という問題もございます。その辺の問題は行政組織法上の問題でもございますので、議論させていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。突然に振って申しわけありませんでした。

それでは、先ほど申し上げましたように、委員名簿順ということで、改めて伊藤委員から順番に御意見を頂戴できればと思います。伊藤委員、よろしくお願いいたします。

(伊藤委員) フリーキャスターの伊藤聡子と申します。

私は、一市民という立場で参加をさせていただいて、率直なところを述べていきたいと思っているんですけども、前回の法改正のときに委員会に参加させていただいて、そのときは、やはり事故が起きるということをほとんど想定していないというような議論だったように私は記憶しておりまして、やはりいざ事故が起きてみると、本当にこんなこともあんなこともと、いろいろな被害の状況というのがわかってきて、それが一体どこまで補償できるのかという、やはり一事業者の補償というのはなかなか限界があるんだろうなというふうに思っております。なので、やはりエネルギー基本計画の中でもベースロード電

源としてこれからも位置付けていくというのであれば、しっかりと国がそういう方針でいくのであれば、やはり国が責任を持って補償するというスキームをつくっていかないと、なかなか国民の理解も得られないのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、今、事業者、それから、国ということもあるんですけども、例えば電力会社の株主であるとか金融機関であるとか、そういうところが本当にそこに関与しないでもいいのかどうなのかというところもちよっと疑問に思っている部分でもあるので、とにかく被害者の方の迅速な救済というのが一番の目的でもありますので、是非万全を期せるようにここで議論をしていければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、遠藤委員からお願いいたします。

(遠藤委員) 慶応大学の遠藤と申します。公共政策的アプローチで原子力損害賠償制度やエネルギー・環境政策等を研究致しております。

私のほうから一言申し上げさせていただきたいことは、昨年4月のエネルギー基本計画と、今回まとめました2030年の電源構成の骨子案を踏まえれば、原賠法第1条にある被害者の保護と原子力産業の健全な発達に資するという目的を大きく逸脱することがないように、原賠制度の基盤整備について検討していく必要があるだろうと思っております。

伊藤委員もおっしゃられましたが、福島事故を経て、なお原子力を維持するという政府方針を打ち出した限りは、破局的事故の損害賠償においても、国の負担について規定する、それによって事業者の負担が規定される必要があります。具体的に申しますと、支援機構法の68条に基づいて、福島事故の中間貯蔵費用に関しては、電源開発促進勘定からの資金が交付されることになりましたが、それに準ずるような形で、除染についても、地域復興、振興、といった地元自治体の裁量性が発揮される仕組みで、電源開発促進勘定のなかから、今後の廃炉にともなって減少すると思われる電源立地地域対策交付金を振り分ける等、恒久的措置としての検討が考えられるのではないかと、この問題意識を持っております。

事業者の負担については、今後進展する電力システム改革の自由化を考慮する必要があると思っております。原賠法はもちろん、支援機構法も、現行の規制料金体系を前提としているので、相互扶助制度のもと、政府は賠償原資として交付した資金を、一般負担金、特別負担金として長期にわたって回収する仕組みになっております。しかし、自由化が進む一方、廃炉も進みます。今後は廃炉を決定してもリスクの相対は変わらず、負担だけが減衰するというこの現在のスキームは、持続可能性が低いだろうと思われまます。こうした点

も今後の損害賠償制度の検討の上で重要な問題であると認識しております。この場がさまざまな視点から議論を深める貴重な機会になることを期待し、私も努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、大塚委員からお願いします。

(大塚委員) 私も高橋先生と同じく原子力損害賠償紛争審査会の方の委員をさせていただいておりますので、その観点も踏まえて議論に参加させていただければと思っております。

3点ほど申し上げさせていただきますと、1つは、これも高橋先生もおっしゃいましたけれども、現行の原子力損害賠償法の16条と17条のあたりについては、原子力事業者の責任と、それから、国の援助との関係というのが必ずしもはっきりした状況にはなっていないということがございますので、国のほうが原子力事故の関係で対処するとき、その費用がかかるときに若干二の足を踏むというようなことが今回あったかどうかという問題もあると思うんですけれども、出てくる可能性があるという問題がございますので、その点も含めて、国のほうの責任の強化というのは是非考えていくべきであると思っております。

一般的に言えば、原因者負担ということがあっても、国のほうが負担して対策をとっていただいて、後で求償するということは当然考えるべきことでありますので、これは水俣病におけるチッソと国の関係でも同じような問題があるわけですが、そういう観点から、国が費用を払うことが原因者負担との関係で問題があるから対策をとるのをちょっとでも渋るということになると、いろんな問題が発生することがございますので、その点は是非責任の在り方としてもきっちり考えておく必要があるのではないかと思っております。

それから、第2点でございますけれども、紛争の解決との関係で、現在、ADRを中心に原子力損害賠償法では考えているところでございまして、紛争審査会では、指針と、それから、ADRと両方対応しているわけでございますけれども、ADRで本当に十分解決されればそれが一番いいと思っているところもあるわけですが、裁判のほうにもいつてしまうことは当然あり得ることで、現に最近ふえているようですけれども、こういうことを考えると、裁判のほうに関しても、クラスアクションのようなことを考える必要がないかということは、どこかで御検討いただくと大変ありがたいというふうに思っております。これは非常に大量のものがあちこちの裁判所に訴えられて、不均衡が生じるのはできれば避けたほうがいいと思いますので、アメリカなどを研究するとそういう発想は一般

的に出てくるのですが、国内のことだけ考えていると、余りそういう議論が出てこないの
で、是非その辺も議論していただけるとありがたいというのが第2点でございます。

それから、第3点でございますけれども、これは最初に申し上げたことではございますが、
C S Cとの関係では、先ほど御説明いただいた資料の中でも環境回復の費用というのがご
ざいましたけれども、環境損害についても損害項目に上がっています。しかし、これは現
在、日本の民法では、残念ながら対応できないものでございますので、是非ここで御検討
いただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、名簿順ということで、大橋委員からお願い
いたします。

(大橋委員) ありがとうございます。東京大学の大橋と申します。エネルギーや電力システム
について経済学の観点から研究しております。発言の機会ありがとうございます。

まず何よりも今般の福島での甚大な事故に対する補償、救済はしっかりやっていかなけれ
ばいけないと思います。今回資料1-1でいただいたように、そうした点をしっかりと踏
まえたうえで、今後の賠償制度の在り方について議論をするということと理解しています。
今後に向けてという観点でいうと、今回の事故とその後の対応を受けて、これまでの原子
力損害賠償制度の在り方というのは、やはり今後に向けて適正化していくべきなのだろう
というふうに思います。先ほどもありましたが、被害者の保護というものをきちっと図っ
ていくためには、やはり原子力事業からきちっとしたお金が出てこない、なかなか回ら
ないことになっていますので、この2つはきちっと両輪として動かすような仕組みにして
いかないといけないということだと思えます。

とりわけ賠償については、今後現行の賠償措置は見直されるべきと思いますけれども、そ
れに対して賠償措置額あるいはその額を超える損害賠償の負担及び賠償の対象、補償料率、
こういったものというのは、あらゆる観点から見直されるべきなのだろうと思います。そ
うした中で官民の負担の在り方、あるいは国の責任の在り方というものも同時に議論され
ることなのだろうと思います。

同様の流れでございますけれども、現行の福島の救済は、現行の機構というものがあ
りますので、それでしっかりやっただくというのが重要でありますけれども、今回の事故
を受けて、やはり機構の枠組みというものも適正化する余地があるのかどうか、そうい
う中での負担の在り方というものについて、今後もこうした形をとり続けていくことが望ま

しいのかどうか、そういうこととあわせて議論がされるべきなのだろうと思います。

いろいろ勉強も足りないところはあると思いますけれども、私なりに貢献できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、加藤委員からお願いいたします。

(加藤委員) 経団連で資源・エネルギー対策委員会の共同委員長をしております加藤と申します。

企業が事業活動を行っていくうえで電力が経済性ある価格で安定的に供給されるということは、極めて重要であります。こうした観点から、2030年に向けたエネルギーミックスの中で原子力を重要なベースロード電源と位置付けられていることを、経済界として歓迎しております。原子力を今後活用していくための環境整備の一環として、この専門部会が立ち上げられたことを高く評価するところです。

痛恨事となりました福島第一原発事故の経験を踏まえまして、今回の検討に期待するところを2点申し上げたいと思います。

その1は、迅速な被害者救済を実現する仕組みの構築です。原子力損害賠償法は民法の特別法であり、事業者が各被害者に個別対応する構造と今はなっております。しかし、被害者が多数に及ぶ原子力災害におきまして、今の仕組みのもとでは事務作業が非常に膨大になりますし、迅速な対応が困難な状況となります。そこで、原子力災害に対応するにふさわしい救済の仕組みを検討していく必要があるのではないかと思います。

それから、第2点は原子力事業の健全な発達に資するような制度の構築ということだと思います。今後とも原子力を重要なベースロード電源として活用していくためには、事業者が引き続き原子力事業を行うことができるという環境が必要だと思います。そのためには、事業リスクの範囲についての予見可能性、これを確保することが不可欠ではないかと思います。しかるに、さきの事故での原賠法の運用を踏まえますと、原子力事業者は無限責任を負う一方で、3条ただし書きの事業者免責規定の発動は極めて限定的であると考えられます。現状のままでは、電力システム改革がなされる中で新規参入が期待できないという状況のみならず、既存の事業者におきましても、高い事業リスクを回避して市場から退出していくということが強く懸念される場所でもあります。結果として原子力事業の担い手がいないということにもなりかねません。

更に、日本の原賠制度は諸外国と比較しまして、事業者に重い責任を課しているという指摘もございます。安全性向上に対する事業者の積極的な貢献意識を損なわないように、そ

こには十分配慮した上で、有限責任化も含めて事業者の責任の範囲あるいは損害賠償措置額の在り方、国の役割について早急に見直していくべきではないかと考えております。

最後に、事務局に一つお願いがございまして、原賠法の制定時にさかのぼって、どのような経過で現行制度が成立したのか、そして、福島第一の事故に原賠法3条ただし書きが適用されなかったのはなぜか、この2点について次回会合で御報告いただければありがたいと思います。そういう歴史的事実を委員の皆様で共有した上で、今後の議論を進めるといいうのも一つ大事なことでないかと思う次第でございます。

私からは以上でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、鎌田部会長代理からもお願いいたします。

(鎌田部会長代理) 私は民法を専門にしております、かつてのJCOの事故の際にも被害救済の在り方に関する内部的な勉強会だったと思いますけれども、参加させていただきまし、現在は原子力損害賠償紛争審査会の委員も務めさせていただいているところでございます。

原子力損害賠償制度の第一の目的は何と言いましても、迅速かつ適正に被害者救済を進めることであろうと思いますが、そのための制度構築は、一方では責任主体、あるいは免責事由等の実体法上の制度の在り方をしっかりと見直すことであり、もう一つは、実際の救済の手段とか、紛争解決の手続的な側面を含めた制度の在り方を検討することが重要であろうと思っています。これらにつきましては、資料1-4で示されております副大臣等会議での論点で、項目としては、ほぼ網羅されているようにも思いますけれども、あわせて先ほど御指摘がありましたように、昭和36年の法制定のときにも制度の在り方について理論的な検討等は相当詰めて行われておりましたし、そして、今回の事故を踏まえて、その経験を踏まえて制度の在り方についての幾つかの提言もされていると思いますので、そういったものをしっかりと整理し、また、各国の状況を踏まえて制度の在り方をできるだけ長い将来にわたって生かしていけるような制度の構築をすべきだろうと思っています。

その際、細かい点になるかもしれませんが、配慮すべき事項としては、まず、この制度改正を議論する一方で、現行制度のもとでの救済の手続が進んでいるわけですので、それらに悪影響がない、むしろそういったものがより適正に処理できるような形での議論の進め方というものに配慮する必要があると思っています。また、既に御指摘がありましたように、将来の自由化であるとか送配電分離という事態を見越したときにどうあるべきかということも考慮に入れなければいけないというふうに思います。

それから、これはいわば印象論みたいなもので恐縮ですけれども、この福島の救済などでも先ほど高橋委員から御指摘のあったところとも絡むんですけれども、被害者を含む地域全体の復興、再生のために国、公共セクターがいかなる支援をなすべきかという議論と、それを実施する上で賠償制度がどこまで役に立てるのかというところが、今回は賠償先行ということで、賠償に期待される部分がやや幅広になっている側面はないかということが若干気になっておりますので、賠償制度というのが事故からの立ち直りの中で、本来あるべき機能をしっかりと見据えた上で、そこについては、より手厚くするし、賠償で賄えないところについては、どのような措置を講ずるのが適切なのかということも、ここのミッションを超えることかもしれませんけれども、検討対象の視野に入っていていいのではないかなという印象を持っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、木原委員、お願いいたします。

(木原委員) 日本原子力保険プールの木原でございます。

日本原子力保険プールは、金融庁の御認可を得まして、昭和35年、その翌年の原子力損害賠償法成立に向けて発足した原子力関連リスクに特化した元受けのプール組織でございます。原子力リスクは、いわゆる大数の法則が働きにくいとされるリスク特性から、歴史的に海外でも日本と同様なプール組織を活用した、すなわち保険会社個別ではなく、プールを通じた共同引き受け方式が一般的に採用されております。我が国でも本プールを通して、各保険会社の引き受け能力を結集するとともに、海外22カ国の原子力保険プールとの長年の再保険取引を通じて、原子力損害賠償責任保険等の保険カバーの御提供を行っておるのが実態でございます。

損害保険の仕組みは、損害賠償制度の基盤として御活用いただくメリットとして、事業者の賠償リスクの外部移転に加えて、将来のリスクを一定保険料コストに転嫁、費用化できる、更には、災害発生時の損害査定対応などが挙げられると思います。賠償支援機構法を含めた我が国の現行原賠制度の枠組みは、海外のそれと同様に電力事業者を中心とした民間と政府とがそれぞれの立場でこれを支える仕組みとなっており、意義のある制度だと理解をしております。

一方、我が国の原子力賠償制度の在り方を貴重という言葉を使うには余りにも過酷な福島での経験を踏まえつつ、将来に向けての皆さん、今、先生方からもたくさん御指摘ございましたけれども、将来に向けての持続性確保の視点からも検討すべく、この専門部会の論

議に是非参加をさせていただきたいというふうに考えております。民間保険会社としての限界はございますが、今後とも原賠制度を支える一翼を担っていくべく努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、崎田委員、お願いいたします。

(崎田委員) ありがとうございます。

私はフリーのジャーナリストとして仕事をしておりますが、暮らしや地域の視点で持続可能な社会づくりに貢献したいという視点で歩んでおりますけれども、NGOとして環境エネルギー教育やリスクコミュニケーション、まちづくり、といったところにも広く取り組んできています。そういう中で、今日のこの原子力損害賠償制度との関連に関しては、資源エネルギー庁でのエネルギー基本計画の検討、そして、原子力小委員会、高レベル放射性廃棄物の処分の見直しなどに参加をさせていただきながら、原子力政策を考えてまいりました。

もう一つの接点としては、福島に直接かかわりながら、除染や廃棄物処理などに関して地域の方々との対話の場づくりやリスクコミュニケーションを福島県庁などとも連携しながら実施しています。そういう関連で環境省の放射性物質汚染対処特措法の審議などにもずっとかかわらせていただいております。被災された方への直接の補償はもちろんまず大変重要ですが、こういう被災された皆さんが今後、福島でしっかりと生活していただけるような除染を早急に行い、生活環境を整えることも同様に重要だと思っています。しかし、そういうような取組も実は今、ものすごく予算が大きな額になっていて、きょう調べてまいりましたら、27年度までで予算の総計が2兆5,000億になっております。国直轄除染のところでも帰還困難地域以外は少しずつ除染作業が進んできていますが、除染が進んだからといって、皆さんがすぐに戻れるというわけではなく、生活インフラの整備とか教育環境とか仕事があるかどうか、地域の将来像がきちんと描き上がっているか、そういうことと密接に関係してきますので、被災された方がすぐに福島でもう一度生活が再建できるということにもなかなかつながりにくく、時間がかかっているのではないのでしょうか。

また、福島県の内外で線量が低く住民の方々が生活を続けておられる地域でも市町村の除染が続いております。長期的に年間追加被ばく1mSv以下を目指すという目標に向けて早く除染を徹底してほしいという声はまだ強く、自治体の皆さんもそれを徹底するという方向に考えておられる地域と、できるだけ早く地域の復興につなげていこうという考

えなど、地域によっても思いの違いが出てきているのではないかなと思っています。そういう意味で、賠償にかかってくる費用がまだまだ増大する可能性もありますし、除染や環境回復から復興への継ぎ目のない支援が必要だという中で、被災された方や自治体が活用しやすい予算措置ができるような制度の在り方も今後こういう場で受けとめていただいて、検討していただきたい。今は新しい交付金制度をつくっていただき変化をしてきていますけれども、恒久的な制度の検討のときには、そういう視点も必要だと私も考えております。

なお、先ほどエネルギー基本計画の検討にも参加させていただいているとお話をいたしましたけれども、その検討の中で大変印象深かったのは、アジア諸国の急激な工業化の中で、原子力発電を導入しようという国が大変多いという現状です。特にその中で、その技術を提供する立場として、日本の事業者の皆さんが期待されている、日本の技術は世界の中で重要な立ち位置にいるんだということを、一人の市民として改めて強く感じました。そういう意味で、日本は技術の継承だけではなく津波による事故を防げなかった現実を受け止めて、安全に向けた取組の一層の発展とか人材を育成とか、ますます重要になってくるのではないかというふうに思いました。

原子力の依存度は下げるけれども、維持していくと決断した日本の中ですけれども、その一方で電力の自由化など、できるだけ競争環境をつくっていかうというような、制度変更に動いておりますので、電力事業者さんの責任の重さというのは変わらないですけれども、国がしっかり支えていくといったところをもう少し強調していかないと、市民の目線としての安心感や安定感が持てないのではないかと、そういう気持ちで今回臨んでおります。こういうような気持ちでこれからの検討に参加させていただければありがたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。それでは、清水委員からお願いします。

(清水委員) 明治大学の清水でございます。

私、3. 1 1以降、原賠法の適用の問題あるいは紛争審査会での原子力損害の中間指針の取りまとめ、あるいはADRの発足等々、行政的な立場からかかわってきました。そういう中で幾つか申し上げたいと思います。

1つは、検討事項は、この検討の資料の項目の論点の例にあるようなことが中心になるだろうと思いますけれども、福島での対応との関係を本当にどうするのか。先ほど鎌田先生が言われたのとまさに同じような問題意識です。つまり何も見えない中で原賠法3条、16条、17条、そして、それから支援機構法、特措法という形でおおよそ福島についての

損害賠償の枠組みというのは、次第に見えるようになってきた。これら全体が、これから物事を考える場合の基本であるということです。しかし、その中にはいろんな混乱もあった。

2点目のその混乱の一つは見る視角、視点と言葉の使い方が非常に混乱しているということを感じております。そして、若干の政治状況も含めれば、制度の整備が間に合わないために、応急措置として様々な無理をした部分というのも現実に法制的な技術から見ればないわけではありません。ADRがその典型であります。というふうなこともありますので、全体として先ほど申し上げたような福島における処理とのかかわりも念頭に置きながら、そして、対応できたこと、できなかったこと、そういうものを見据えながら、できるだけそれぞれの視点、視座を超えて言葉だけにとらわれていくということがないような議論をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、住田委員、お願いいたします。

(住田委員) 弁護士の住田でございます。

私自身は、この前々回の原賠法の制度改革のときに審議にかかわらせていただき、限度額を上げるという結果になりました。その後の平成11年のJCO事故が起きた際、紛争審査会を立ち上げてこれにかかわった経験がございます。当時は直接的な被害を受けられた方の賠償等は比較的速やかに済んだんですが、風評被害で苦しんでいらっしゃる方々との話合いにつきましては難渋し、非常にじくじたる思いで今日も臨んだわけであります。JCOの事故は初の臨界事故であり、生命が失われるという非常に大きな事故でございました。今回の福島のもは広範囲にわたり、多数の方々が今に至っても生活上の不便を強いられていると、そういう事故でございますので、これに関して紛争審査会、ADRセンターのご担当の方々が非常に御苦労されて一定の成果を上げられたということに対して、私としては嬉しく存じます。ただし、その後、話合いでは解決せず司法手続に進まれた方々がおられるという報道に接しております。そうすると、この今回の制度の見直しに当たっては、その前提として現実の被害に遭われた方に対して、どのような形で終わったかということ、条約でいう間接損害、日本の法律であれば相当因果関係になるかと思いますが、そういう意味の細目につきまして、ある程度今後もこういう基準であればこうなるというようなことをセンターの先生が今回はオブザーバーでおられますので、そのあたりの成果をお教えいただき、それを制度のバックボーンに持っていけるような形になれば、今後の予見可能性が出てくるという意味でもありがたいかなと思ってお

ります。それが1点です。

もう一点は、原発の再稼働を前にしまして、やはり国民の中で不安感や反対意見というのがまだまだ根強くあるということ、これは厳然たる事実でございます。しかしながら、少なくとも現在、そうではなく今後とも原発は必要である、国としても一定程度これを進める、ベースロード電源としてこれを認めるというような方向性をとるのであれば、国民の納得感をいただくために、信頼を少しでも取り戻すために、この損害賠償制度というのは欠くことができないものとなります。それに関しまして、ある程度見やすい形で、最初に民主的におっしゃいましたけれども、いろんな方々の意見をいただきながら、この制度を更に納得のいく、しかも、国民にとってもわかりやすいものにしていく必要があるかと思えます。

特に日本の場合、規制基準が世界最高に厳しいものであると言われております。この損害賠償制度についても、前々回かかわったときにこの無限責任、アメリカはそうではございませんし、先進国はほとんどそうではございませんが、その中で我が国は無限責任をとっていると、これはある意味で非常にすばらしい制度であるかと思えます。ただし、原子力事業者にとってそれは酷な場合があるので、3条ただし書きが存在するわけですから、今回これが司法制度の中でどういうふうな形で使われるかということについては、私も注目してまいりたいと思えます。また、これがあるかないかにかかわらず、国の援助措置があるというのがこの制度の一つの大きな柱であるとしたら、少なくとも損害賠償の金額だけではなく、もし不法行為があった場合の原状回復義務があるとしたなら、それに類するものとして国が表に立って復興計画等についての責任を持つべきだと思っておりますので、そこら辺の切り分けというのを一つ見やすい形で制度設計すれば、国民や関係するいろいろな地域の方々に関しても納得感が得られるのではないかなと考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。モルガン・スタンレーMUF G証券の又吉と申します。

私は、資本市場に参加されている人向けにエネルギー業界、企業さんに関する情報提供をするための調査をさせていただいております。その資本市場の立場から4点ほど是非御議論していただきたい点につきまして述べさせていただきたいと思えます。

1点目は、制度そのものの目的の再確認です。この制度は被害者の保護、原子力事業の健全な発展の両立を目的としていますが、果たしてその両立がなされているのか是非レビューをかけていただきたいと思っております。資本市場の立場からは、現行制度下では原子

力事業投資に係る資金支援に限界が生じる可能性もあるのではないかという点を感じています。

2点目は、事業環境の変化の織り込みです。足元では、電力事業環境が激変しています。原子力依存度低減、電力自由化の進展、バックフィットを含む原子力安全規制の強化など電力会社の将来の収支がどう変化し得るか非常に見えにくい状況です。被害者保護の観点からも、賠償側の支払い能力が不透明になっているとも言え、事業環境の変化に応じた制度設計のあるべき姿を是非再考していただきたいというふうに考えています。

3点目は、国と事業者の責任の在り方です。日本のエネルギー基本計画では、既に御発言もありましたが、原子力を重要なベースロードとして位置付けています。この国策に則した事業を運営する民間企業の責任範囲を民間企業として背負える範囲内に再考する必要があるのではないかというふうに考えています。諸外国の制度と比較しても、原子力撤退を表明したドイツ、スイスを除く各国では、事業者側の責任範囲は有限となっています。1,200億円を上回る賠償額に関して無限責任を課すことは、果たして原子力事業の健全な発展に資するのか疑問も生じているのではないかと思います。

また、原子力事業者の責任能力がかつてほど十分でないリスクを認識すべきではないかというふうに考えています。原発事故以降の原発長期停止により、電力会社の内部留保の取り崩し額が5兆円に達しています。財務健全性も劣化しており、また、加えて将来の電気料金収入からは相互扶助の観点から原賠機構へ一般負担金として長期にわたり納付することが義務づけられています。それでも無限責任を課し続けることは、万が一将来の事故が生じた際に、被害者保護を担保し得る制度なのか非常に疑問を感じています。

4点目は、予見可能性の担保です。福島原発事故後に私が再認識したのは免責条項、いわゆる3条ただし書きの事後的解釈の幅が非常に広く、巨大な天災のケースでも事業者は免責されないリスクが高いという事実です。安全対策の強化の努力は続いていきますが、事故発生確率をゼロ%に封じ込めることを前提にすることは、もはや現実的ではありません。損害賠償に見合う備えはどの程度必要で、原子力事業者は事業継続のためにどの程度の財務健全性を持って臨むべきなのか、一定の予見可能性が与えられた事業運営を担保する制度設計が必要なのではないかと思っています。

以上です。よろしくお願いたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。では、山本委員、お願いします。

(山本委員) 一橋大学の山本です。

私は民事手続法の研究者でありまして、原子力損害賠償との関係では、紛争解決センターの総括委員を務めております。そのような観点から、3点ほど問題意識をしたいと思います。第1はADRの機能という点であります。今回のADR、私はADR法も専門としておりますが、日本のADR全体から見たときに非常に画期的な機能を果たしたADRであったというふうに認識をしております。仲介委員その他関係者の方々の御努力の成果だろうというふうには思っておりますけれども、ただ、その機能を見たときに全く問題がないというふうにはやはり思っておりません。

例えば制度的な問題の観点からすれば、このセンターは原子力損害賠償法の中には明確な形で位置付けはされていないわけでありまして、先ほど清水委員からもお話がありましたけれども、かなり急ごしらえというと語弊がありますけれども、新たにつくられて、この間、4年間まさに走りながら考え続けてきたということであったのではないかというふうに思います。被害者の迅速かつ実効的な救済という観点から、最も望ましい制度的位置付けはどのようなものであるかというのをこれまでの経験を踏まえて考え直して、もう一度考えてみる価値というのは十分にあるだろうというふうに思います。

また、手続的な観点からすれば、現在のこのセンターは電力事業者側がこのセンターによる解決案を尊重するというを宣言していることにかかなりの程度依存しながら運用されているというふうに思われますが、そのような電力事業者側の宣言というのも法的には全く位置付けられていないわけでありまして。そういう意味で、果たしてこのADRの実効性を担保していく中で、この尊重ということの意味あるいはその範囲というものがどういうものであるべきなのかというのは、法律的な観点から十分に考えていく必要があるだろう。いろんなADRはそれぞれ実効性を確保することに最も苦心をしております。ADRごとに様々な工夫がされているところでもありますので、そういった他のADRの試みなども参照しながら考えていくということが必要なのではないかというふうに思っております。

第2点は、民事訴訟法の研究者としてですが、やはりADRで多くの紛争が解決されたとしても、解決できない紛争が残るとするのは、これ今まで各委員の御指摘のとおりであります。その中で大塚委員から御指摘があった集団的紛争に対する解決の方策ということは私も考えていくに値する問題であろうというふうに思っています。センターでも最近、集団申立てというのが非常にふえておりまして、事柄の性質上やはりそういうことは当然起こる、そして、それが解決できなければ訴訟に行くということも十分起こると。ただ、日本の民事訴訟は残念ながらそういう集団的紛争に対してはやや苦手なところがあるという

ことでありまして、これまでの司法制度改革の中でもまだ十分なそこは解決がされていないというところが残っていると思います。最近、消費者の集団的被害の救済についての法律がようやくできましたけれども、そういったことも含めて、ここでの問題だけではないと思いますけれども、やはり考えていくには値する問題だろうと思います。

最後に、倒産法も私の専門ですので、倒産法学者の観点からお話をさせていただきますと、私の目から見ると、やはり無限責任という概念がやや理解しがたいところがあるということです。事業者、株式会社である以上、株式会社が倒産しますと、それは当然その責任は有限にならざるを得ないということで、平場では無限責任ということが言えたとしても、ぎりぎりのところで果たしてそれが貫けるのかどうか、先ほど又吉委員から近時の電力事業者の経営状態、健全性についてのお話がありましたけれども、こういう事故を起こした事業者がもし法的倒産手続を選択した場合に、果たしてその損害賠償がどのような形で適切に行われていくのかということは、この損害賠償法ができた当時は、電力事業者が実際に法的倒産手続を選択するというのは考えにくい時代だったのかもしれませんが、現在においては、それはやはりあり得る選択肢として考えていくべきなのではないか。その際の全てのステークホルダーの責任の負担の在り方、国も含めてその責任の負担の在り方というのは十分に考えていくに値する問題だろうというふうに思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、四元委員からお願いします。

(四元委員) 弁護士の四元でございます。

私も原賠法はそれなりに長いこと見てまいりましたけれども、JCOが起こって驚愕し、福島事故でも根本の価値観というか、自分の認識の甘さを痛感するようなことで現在に至っております。原賠法に直接関与したのはもう五、六年前になりますか、JCOを受けて10年ごとの見直しをしている原賠法の見直しの改正作業に関与いたしましたけれども、もうこの5年ないし6年前と状況は180度変わっていると思います。法律の面からも当時はやはりまだ補償契約法はございましたけれども、基本的に原賠法だけ見ていけば議論が進んだわけですけれども、もうその時代は完全に終わったのかなど。また次回以降いろいろ勉強させていただくと思いますけれども、今原賠法が動いて、もう支援機構の支援と完全にセットで今動かしているという状況なので、少なくとも支援機構の在り方とセットで考えて、切り離して原賠法だけで議論というのはなかなか難しいんだと思っています。

委員の方のいろいろ御意見があったように、原賠法はもちろん被害者救済と、それから、

原子力事業の健全な発達、2つの目的があるわけですが、手厚い被害者保護のために、当然そこに健全な原子力事業者がいるというのが前提になっているわけで、支援機構も多分その延長の制度なんですけれども、現実には原子力事業者が今そういう状況にあるかということ、かなり怪しくなっている。そうすると、こういう現状で今の支援機構の延長の制度で今後も支援が健全にできるのかというのは甚だ疑問で、この辺、委員のほかの皆様と全く同じ懸念を持っております。

福島事故の後、私、弁護士で、民間人で、被害者や被害企業の方の話も随分聞く機会がございまして、本当に現にまだ将来の展望は見えなくて苦しんでいるというところ、いろんな方がいらっしゃいまして、やはり4年を経過してもまだこういう状況というのは、いかにも長いなど。もう皆様よく御認識のとおり、そうは言っても今回、東電という原子力事業者の中で圧倒的な規模を持っている原子力事業者が対応して、その人的にもものすごいリソースを割いてこの状況ですから、ほかの事業者を想定したときに、とてもこの対応はできないと。そうすると、もうこの今回の福島事故を踏まえて、いろいろ紛争解決、それから原子力損害賠償そのもののこの個別の賠償の在り方、そういうのをもうちょっと何か考え直していかないと、もう本当、被害者救済というところからもワークしない制度になっちゃっているかなと思っております。

鎌田先生もお話しあったような気がします、50年以上前に我妻先生が、それなりに本当に生みの苦しみで多分ものすごい検討されたわけですが、今、やっぱり50年前よりもはるかに、10倍以上難しい状況になっているのかなと。正直言って今、この原賠法、どんな方向に進んでいくかって私はまだ何も見えていないのですが、是非いろんな専門の先生方の御意見を聞きながら、謙虚に、虚心坦懐に私も議論に参加させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

せっかくの機会ですので、オブザーバーの皆様からも御発言をお願いしたいと思っておりますが、これも名簿順ということで、市川さんのほうからお願いします。

(市川オブザーバー) 私ども商工会議所は明治11(1878)年に創立された商工会議所法に基づく認可法人で、商工業の発展と社会一般の福祉の増進を目的とする「地域総合経済団体」でございます。全国に514カ所の拠点がございまして、会員数は125万社を擁しております。会員全体の9割超が中小・小規模事業者で占められておりまして、本専門部会におきましては「中小企業」それから「地域」という視点から、意見を申し述べさせ

ていただきたいと考えております。

原子力政策について、商工会議所では、①国策としての位置付け、②国による関与プロセスの明確化、③諸課題については国が前面に立って解決する必要がある、というスタンスを持っております。今後、万が一事故が発生した場合には、被害に遭った企業にとって、営業損害をはじめとする原子力損害賠償について、各企業が将来の設計に応じて事業の見通しを立てることができるよう、「予見可能性」を持てる制度とし、従来と同等の事業活動が営める見通しが立つまで、公正に損害賠償を継続すべきというのが、福島を踏まえた「現場の生の声」でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、小野田さんのほう、お願いします。

(小野田オブザーバー) 電気事業連合会の小野田でございます。私からは、まず初めに、福島第一原子力発電所の事故に関しまして、今なお多くの皆様に多大なる御迷惑と御負担をおかけしておりますこと、同じ原子力事業に携わる者として改めておわび申し上げたいと思います。私どもはこうした事故を二度と起こさないという強い決意のもと、原子力の自主的安全性向上に徹底的に取り組む、国民の皆様からの信頼回復に全力で努めてまいります。

それでは、専門部会の開催に当たって、一言お話しさせていただきます。

我が国の原子力損害賠償制度は諸外国でも余り例のない、無過失・無限の賠償責任を原子力事業者課すとともに、事業者の賠償範囲に関する定義が曖昧なため、事業者負担に予見性がなく、国際的に見ても大変厳しい内容となっております。

こうした中、昨年4月に閣議決定された国のエネルギー基本計画におきまして、原子力発電は重要なベースロード電源と位置付けられました。私どもは我が国の重要電源と位置付けられる原子力発電を引き続き担ってまいりたいと考えておりますが、他方で、原子力依存度の低減方針が示されており、また、電力システム改革によりまして競争環境が進展するなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しております。こうした環境変化の中でも、民間が主体的に原子力を担っていけるように、原賠制度の早期見直しを含め、原子力事業の予見性を高めるための環境整備の必要性が、昨年12月にまとめられた原子力小委員会の中間整理に示されております。

こうした状況を踏まえまして、当専門部会におきまして、原賠制度における官民の適切な役割分担について再整理し、海外事例なども参考に、事業者賠償の有限責任化や免責条項

の明確化など、必要な見直しを御検討いただきたいと考えております。

また、原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相互扶助の在り方や、あるいは国と事業者の費用負担の在り方、事業者負担の妥当性、予見性などの観点からも、必要な見直しを御検討いただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、二瓶さん、お願いいたします。

(二瓶オブザーバー) 原子力損害賠償紛争解決センターの次長をしております、二瓶でございます。原子力損害賠償紛争解決センターは震災の年の8月に設立をされました。9月から申立ての受け付けを開始いたしまして、5月15日現在、お手元の資料の1-6の13ページにも書かれておりますとおり、1万6,000件を超える申立てを受け付けてまいりました。既済件数は1万3,000件、うち全部和解案が成立したと、全部の和解が成立したということで解決をさせていただいた件数は1万1,000件を超えております。我が国におきまして、これだけ大規模なADRの仕組みが設けられ活動してきたということは、今までになかったことだと思っております。

この間、センターにおきましては、様々な困難な課題に直面をいたしまして、その都度、文部科学省を初め、いろんな機関、いろんな方々のお助けをいただきながら、何とかこれだけの実績をつくってまいりました。また、昨今、先ほど山本委員からもお話のありましたように、集団申立てという大きな問題にも直面しております。

是非この専門部会におかれまして、今後、被害者救済の制度の手続等の見直しの御議論が始まることと思っておりますけれども、私どもセンターが震災の年から取り組んでまいりました様々な課題、それに向けての解決、そして、今まで我々が様々な考えてきたこと、そういったことを御説明させていただく機会をいただきましたならばお話しをさせていただき、それを委員の先生方の今後のこの部会における制度の構築、見直しといったことに是非取り込ませていただいて、それで私どものセンターの今までの活動が今後の更に迅速な被害者救済に役立てていただければというふうに思っております。

オブザーバーという立場でこの部会に参加を許していただきまして、大変感謝しているところでございますけれども、今まで取り組んできたセンターのそういった様々な事柄を私なりにもう一度見返しながら、是非この部会で有意義な議論をしていただければと思いますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、私のほうからは以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、若林さんのほうから、お願いします。

(若林オブザーバー) 漁業団体の全漁連でございます。漁業者を代表しまして発言の機会、また、この会議に参画をさせていただきましたことを、改めて御礼を申し上げます。

震災から、事故から4年、経過をいたしました。全国の漁業者が一丸となって漁業の再生に向けて取り組んでいるところでございます。また、この間、関係の皆様方に御支援をいただきましたことを、改めて御礼を申し上げたいと思います。

今、漁業者は大変難しい環境の中で漁業を継続しているわけではありますが、福島という一番大きな被害のところ、それから、福島はもとより全国の漁業者が大変苦しい状況になっておるわけでございますが、特に風評という大きな直面したことのない、どう対応しているかわからないという被害に、今もなお大変苦しんでいるというところでございます。漁業者は、もともとは魚を獲る、そして安定的に魚を届ける、こういう使命が大変強い、そして安全であるということ胸を張って漁業に取り組んできたのでありますが、この風評被害ということで安全を証明する、魚をとるだけではなくて、安全なんだということを証明する、こういう仕事まで今担う、そういう負担も強いられているということがございます。決して諦めない、負けないで、ここは一丸となって取り組んでいるところであります。

また、私ども全漁連が今一丸となって取り組んでいる一つは、後継者でございます。これから魚を安定的に供給していく若い担い手、この彼らが親父の漁業を引き継いで安心して漁業を続けられる、こういうことを目指して取り組んでいるのでありますが、是非当検討会におきましては、福島をはじめ全国の漁業者が受けましたこの事故、この経験を一つでも二つでも聞いていただいて、将来の漁業者、これから漁業を続けていく、彼らが漁業を、続けられる思いに安心してできるような制度、こういうものに一つでも二つでも漁業者の声が反映させていただければ、是非そういう声を聞いていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、渡辺さんのほうから、お願いします。

(渡辺オブザーバー) みずほ銀行の渡辺でございます。きょうはオブザーバーとして呼びいただき、かつ、また発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私自身は弊行におきまして審査を担当しておりまして、震災、3.11以降、東電さんを

含めて各電力会社さんに対してのファイナンスの対応、資金対応ということで、金融機関として取り組ませていただいていたという経緯がございます。

ですから、そういったことを踏まえて若干コメントをさせていただきたいというふうに思いますけれども、偉そうな言い方を申し上げますと、やっぱり電力の安定的な供給のためには、各事業会社さんのファイナンスが安定的に行われるということが表裏一体であろうというふうに、私どもとしては考えております。それで、やはりそのファイナンス、資金調達、ファイナンス、社債を含めてでございますけれども、がきちんと安定的に行われるということは、何が一番大事だろうかということでございますけれども、これはやっぱり各電力事業者さん、あるいは電力会社さん、原子力事業者さんの事業継続性についての将来にわたっての不安が払拭される。先ほど各委員の方からもいろいろありましたけれども、予見可能性が十分担保されるということが、社債にしる、あるいは銀行からの貸し出しにしる、ファイナンスが安定的に行われる前提ではないかというふうに考えております。

それで、事業継続に関する予見可能性を高めていく中で、いろんなリスクの要素がございますけれども、やはりこの原子力事業者さんにとっての事業継続性に対して一番不安の材料になっているのは、この原子力の損害賠償についての予見性ということだろうと思います。

したがって、先ほど事務局の方から御披露があった、当部会での幾つかの論点の一つとして、原子力事業者さんの責任の在り方とか、あるいは国の関与、責任の在り方ということの論点だという御披露ありましたけれども、こういったことについて今回しっかりと議論がされて、そして明確化もされるというようなことは、先ほど私申し上げましたようなファイナンスの資金供与、資金供給の安定化に大変資するものだろうというふうに考えておまして、これがひいては、やっぱり電力の安定供給につながるものだろうというふうに私どもとしては考えておりますので、そういった観点で今後も微力ながらお役に立てるように、会にも参加させていただいて、適宜、求められれば必要な考え方というのを御披露させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ひとわり委員の皆様、オブザーバーの皆様から御意見をお伺いしましたが、原子力委員会の皆様から何かもしございましたら。特によろしいですか。

既に御発言いただいた皆様からも、何か追加で、こういうことをこの際申し上げておきたいというようなことがございますでしょうか。よろしいですか。

今、大変貴重な御意見をそれぞれのお立場、あるいは御経験、御見識を踏まえて頂戴をいたしました。その中には共通するテーマというものもかなりあったかと思っております。今後、次回以降の議論を深めていくということで、そのために事務局のほうで、頂戴した御意見について少し整理をいただきたいと思っております。

きょう、少し時間が、予定しておりました時間より少し早目ですけれども、もしほかに御発言等、御意見等ございませんようでしたら、今後の予定等について事務局のほうから御連絡をいただくようにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

次回の第2回会合は、福島事故に係る賠償の状況について、少し我々の共通認識を深めるという作業が続きますが、そういうことを予定いたしております。それでは、事務局のほうから御連絡をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。ただいま部会長からありましたとおり、本日いただきました御意見につきましては整理をさせていただきたいと思っております。また、御意見の中で経緯についても、また次回以降、資料を用意させていただいて説明をさせていただければと思っております。

次回、第2回につきましては、先ほど説明をいたしましたけれども、部会長からもあったとおり、福島の賠償の状況を中心として資料を用意させていただきたいと思っております。なお、日時、場所につきましては改めて御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、お手元の資料につきましては、御希望がありましたら委員の皆様方のところに郵送させていただきますので、席上にそのまま残しておいていただければと思っております。なお、紙ファイルに入っているものは基本的な資料でございますので、そのまま席上に残しておいていただくと助かります。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、そのようなことで、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。